

住宅用火災警報器の点検はしっかりしましょう

火災を素早く知らせるため、住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年以上が経過し、町内でも故障や電池切れなどの不具合が発生しています。しっかり点検を実施し、いざという時のために備えましょう。また、設置・使用状況によって異なりますが、電子部品の劣化や煙を感知する部分の目詰まりなどにより性能を確保できない可能性があるため、設置後10年を目安に交換をおすすめします。

～点検方法について～

○本体についている点検ボタンを押す

※点検ひもの場合は軽くひもを引いてください

点検結果を音声や電子音でお知らせしてくれます。

○点検結果の音が鳴らない場合

電池切れしていないか、しっかり電池が入っているか確認してください。

新しい電池を入れても鳴らない場合は、故障が考えられますので修理、又は更新してください。

○設置場所は正しいですか？

寝室を変えた、模様替えで本体を移動させた等で間違った設置をしていないか確認してください。

設置場所について…普段使用する寝室、階段室（1階以外に寝室がある場合）に設置してください。

天井に設置する場合…壁や梁から60cm以上離してください。

換気扇やエアコンの吹き出し口からは1.5m以上離してください

壁に設置する場合…天井から15cm～50cmの間で設置してください。

住宅用火災警報器の作動確認方法



～何もしていないのに音が鳴ったら～

電池切れの可能性があります。電池を交換して上記の点検を実施してください。交換方法は取扱説明書をご覧ください。

春の全道火災予防運動について 実施期間 4月20日～4月30日

春先の火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

火災は、ちょっとした不注意で発生するため、一人ひとりが火災を起こさないよう、火の取り扱いには十分注意してください。

また、春の全道火災予防運動に伴い4月20日～5月31日までの間、ストーブやコンロ、住宅用火災警報器などの設置状況を確認させていただくため、消防職員が皆様のご自宅に訪問、又は行政告知端末による電話をいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年の状況（2月末現在）
救急出動件数 28件
火災件数 0件

■お問い合わせ

下川消防署 ☎・☆4-2119